

平成 15 年 度 第 15 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 15 年 12 月 24 日 (水) 午後 1 時 30 分
場 所 八王子市役所 6 階 602 会議室

第 15 回定例会議事日程

1 日 時 平成15年 12月 24日(水)午後1時30分

2 場 所 八王子市役所 6 階 602 会議室

3 会議に付すべき事件

第1 第69号議案 八王子市教育委員会指導主事の措置の内申に関する事務処理の報告について

第2 第70号議案 八王子市公立学校教員の措置の内申に関する事務処理の報告について

第3 第71号議案 死亡叙位の推薦に関する事務処理の報告について

第4 第72号議案 八王子市立学校教職員人事の内申について

第5 第73号議案 八王子市郷土資料館運営協議会委員の解囑について

第6 第74号議案 八王子市郷土資料館運営協議会委員の委囑について

第7 第75号議案 八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則設定について

第8 第76号議案 八王子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則設定について

第9 第77号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定について

第10 第78号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について

第11 第79号議案 個人情報開示請求一部承諾決定処分に係る不服申立てに対する決定について

4 報告事項

第 15 回定例会追加議事日程

1 日 時 平成15年 12月 24日（水）午後1時30分

2 場 所 八王子市役所 6 階 602 会議室

3 会議に付すべき事件

第1 第80号議案 八王子市教育委員会事務局職員の措置について

第2 第81号議案 八王子市教育委員会事務局職員の措置について

第3 第82号議案 八王子市立学校教職員の措置について

第4 第83号議案 八王子市教育委員会教育長等の措置について

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委 員 長 （3番） 名 取 龍 藏

委 員 （1番） 小田原 榮

委 員 （2番） 細 野 助 博

委 員 （4番） 齋 藤 健 児

委 員 （5番） 成 田 一 代

教育委員会事務局

教 育 長 （再 掲 ） 成 田 一 代

学 校 教 育 部 長 水 野 直 哉

学校教育部参事 兼指導室長事務取扱 (教職員人事・指導担当)	永 関 和 雄
教育総務課長	坂 本 誠
学校教育部主幹 (企画調整担当)	後 藤 正 幸
施設整備課長	穂 坂 敏 明
学 事 課 長	望 月 正 人
学校教育部主幹 (学区等調整担当)	尾 川 幸 次
学校教育部主幹 (新校開設準備担当)	萩生田 孝
指導室指導主事	清 水 哲 也
生涯学習スポーツ部長	高 橋 昭
生涯学習スポーツ部参事 (図書館担当) 兼図書館長事務取扱	大 熊 誠
生涯学習スポーツ部主幹 (企画調整担当) 生涯学習総務課長	米 山 満 明
スポーツ振興課長	山 本 保 仁
学習支援課長	奥 野 光 孝
文化財課長	佐 藤 広
生涯学習スポーツ部主幹 (体育館担当)	岡 部 晴 夫
生涯学習スポーツ部主幹 (南大沢地区図書館・公民館担当)	西 山 孝
生涯学習スポーツ部主幹 (川口地区図書館・公民館担当)	新 井 政 夫
生涯学習スポーツ部主幹 (生涯学習センター図書館担当)	石 原 覚 寿
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	梅 澤 重 明
学 事 課 主 査	穴 水 裕
指 導 室 主 査	新 井 雅 人
高尾山学園開設準備担当主査	浅 見 久 光
生涯学習総務課主査	小 澤 篤 子
文化財課主査	新 藤 康 夫

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査	小 柳 悟
担 当 者	嶋 田 明 洋
担 当 者	後 藤 浩 之

名取委員長 それでは、大変長らくお待たせいたしました。本日の委員の出席は全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成15年度第15回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は

4番 齋藤健児委員

を指名いたします。

また、本日追加日程の提出がありましたが、これにつきましても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 なお、議事日程中第69号議案、第70号議案、第72号議案及び第79号議案、並びに追加日程中第80号議案から83号議案につきましては、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について、日程に従いまして進行いたします。

名取委員長 初めに、日程第3、第71号議案 死亡叙位の推薦に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、指導室から説明を願います。

永関学校教育部参事 ただいまの件につきまして、担当より御説明を申し上げます。

新井指導室主査 それでは、本案につきまして御説明を申し上げます。

本案は、元本市立第一小学校校長、依田忠定氏が本年12月7日に御逝去されたことに伴い、死亡叙位の推薦をいたすものでありますが、東京都教育委員会への提出の締め切り日の関係から委員会にお諮りすることができなかつたため、12月12日付で教育長において事務処理をさせていただいたものでございます。

故人の依田氏でございますが、昭和27年から30年まで本市立第四小学校の校長、昭和30年から御退職される42年まで第一小学校校長を務められ、また、退職後昭和44

年から昭和56年まで八王子市教育委員会委員もお務めになった方でございます。

なお、昭和60年秋の叙勲で勲五等双光旭日章を受章されておりまして、今回の御逝去に当たりましては死亡叙位のための推薦となるものでございます。

以上でございます。

名取委員長 ただいま指導室の説明は終わりました。

本案について、御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 本案について御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第71号議案については、指導室の説明のように承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。よって、第71号議案についてはそのように決定することにいたします。

名取委員長 次に、日程第5、第73号議案 八王子市郷土資料館運営協議会委員の解嘱について及び日程第6、第74号議案 八王子市郷土資料館運営協議会委員の委嘱についての2議案は、相互に関係いたしますので一括議題に供します。

各案について、文化財課から説明をお願いします。

佐藤文化財課長 本案について、新藤主査から御説明いたします。

新藤文化財課主査 ただいま議題となっております第73号議案及び第74号議案について御説明申し上げます。

本案2件は、八王子市文化財保護審議会から選出されております2名の八王子市郷土資料館運営協議会委員のうち、神立孝一氏を平成15年12月25日付で解任し、後任として池上裕子氏を、八王子市郷土資料館運営協議会規則第2条の規定に基づき、平成15年12月25日付をもって委嘱しようとするものであります。

審議委員について御説明申し上げます。池上裕子氏は戦国時代の研究を専門とされ、特に後北条氏研究の第一人者として知られております。最近では、一般向けの概説書の執筆や学習漫画の監修などを通して、わかりやすい歴史の普及にも努めておられます。このよ

うな視点から、郷土資料館の運営と事業に御意見をいただくのに適任と考えております。

なお、2名のうち他の1名は、博物館に造詣の深い中村ひろ子氏が継続されます。

以上でございます。

名取委員長 ただいま文化財課の説明は終わりました。

各案について、御質疑はございませんか。はい、どうぞ。

細野委員 解嘱された方は、任期が終わったということですか。

名取委員長 文化財課長。

佐藤文化財課長 文化財保護審議会委員の任期が2年でございます、10月31日までの任期でございました。その中のお二人を新たな会議で2名選出ということで、運営協議会委員の方は解任ということになりますけれども、文化財委員の方は継続されております。

名取委員長 ほかに御質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 他に御質疑はないようであります。

各案について、御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま一括議題になっております第73号議案及び第74号議案については、ただいまの説明のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。よって、第73号議案及び第74号議案についてはそのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、日程第7、第75号議案 八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則設定について及び日程第8、第76号議案 八王子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則設定についての2議案は相互に関係いたしますので、一括議題に供します。

各案について、高尾山学園開設準備担当の方から説明をお願いいたします。

萩生田学校教育主幹 本議案については、去る6月に設置条例を可決しておりますけれども、その関連でございます。

詳しくは課長補佐の方から説明をさせていただきます。

浅見指導室主査 では、75号、76号議案について御説明申し上げます。

高尾山学園小学部及び高尾山学園中学部の設置に係る八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、5月の教育委員会定例会におきまして学校名称などを定め、その後、市長に対して学校設置条例の改正手続を求めたところです。市長においては教育委員会の方針に沿って議案を調製し、第2回市議会定例会において学校設置条例の改正案が審議され、去る6月30日の本会議において正式に決定されたところです。

この高尾山学園小学部、高尾山学園中学部の設置に係る条例の施行期日につきましては、公布の日から起算して8カ月を超えない範囲内において教育委員会規則で定めることとされており、そこで、本条例の施行期日につきましては、校長が配属される平成16年1月1日とするものであります。これにあわせまして、公印、学校長印等を定めるものであります。

御説明は以上でございます。

名取委員長 ただいま高尾山学園開設準備担当の説明は終わりました。

各案について、御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ほかに質疑はないようであります。

各案について、御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ほかに意見もないようであります。お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております第75号議案及び第76号議案については、施行期日を平成16年1月1日に決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。よって、第75号議案及び第76号議案については、そのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、日程第9、第77号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、学事課から説明願います。

尾川学校教育部主幹 統廃合の関係でございまして、寺田小学校と稲荷山小学校の統合、それから松が谷小学校と三本松小学校の統合につきましては、せんだっての第4回市議会定

例会で正式に議決をいただきました。来年の7月に統合するわけですが、これに関連しまして、通学区域の部分と、それから学校選択にかかわります隣接対象校の部分につきまして規則の改正をする必要がございますので、御提案を申し上げるものです。

詳細につきましては、穴水主査から御説明申し上げます。

穴水学事課主査 ただいま上程されました第77号議案について御説明申し上げます。

八王子市立寺田小学校及び稲荷山小学校、並びに八王子市立三本松小学校及び松が谷小学校の統合につきましては、第4回市議会定例会において八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例が審議され、去る12月15日の本会議で決定されたところであります。

そこで、新たに設置される緑が丘小学校の通学区域を定めるとともに、松が谷小学校の通学区域を変更する必要がありますので、市立学校の通学区域を定めている八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の別表第1の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、緑が丘小学校については、従前の寺田小学校及び稲荷山小学校の通学区域として定められていた区域をそのまま緑が丘小学校の通学区域として定めるものであります。また、松が谷小学校については、従前の三本松小学校の通学区域を新たに松が谷小学校の通学区域に変更するものであります。

なお、学校選択における小学校の選択対象校を定めている別表第2についても、統合に伴い、寺田小学校を緑が丘小学校に改めるとともに、稲荷山小学校及び三本松小学校を削る必要がありますので、あわせて改正するものであります。

説明は以上でございます。

名取委員長 ただいま学事課の説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御意見、御質疑もないようでありますので、お諮りします。

ただいま議題となっております第77号議案については、学事課の説明のとおり、別表1、2のように決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。よって、第77号議案についてはそのように決定いたしました。

名取委員長 次に、日程第10、第78号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、指導室から説明願います。

永関学校教育部参事 本件につきまして、担当の指導主事、清水より御説明いたします。

清水指導主事 ただいま議案となっております78号議案につきまして説明いたします。

八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正することにつきまして、今、お手元に「第1節 学期及び休業日」につきましての資料をお配りしました。この中で、休業日の規定、4条の2につきまして、現在、前期・後期の2学期制をとる学校につきましては、校長の申し出により特別の定めをするというふうにございますが、今後、この部分を3学期制の学校においても同様に校長の申し出により特別の定めをするというふうに変更したいということをございます。

なお、3条、4条にございます学期及び休業日につきまして、「八王子市教育委員会が認めるとき」という表現がございますが、これにつきましては、もともとこの主語が教育委員会ということで作られているものでございますので、この文言につきましては3条、4条の部分から削除したいということもあわせて改正したいということをございます。

以上でございます。

名取委員長 ただいま指導室の説明は終わりました。

本案について、御質疑はございますか。

齋藤委員 恐らくこの内容は、例の教育長さんの諮問機関であるアクションプランの方から出てきている話ではないかと思うのですが、ちょっとこれだけだと詳しい具体的な内容、何がどういうふう具体的に変わるのかというのをもう少し詳しく御説明いただきたいのですが。

清水指導主事 もちろんアクションプランで市民の方から、また、校長先生の代表の方からお話しいただいた部分もありますけれども、これにつきましては、まず文科省の方から各保護者の方にも配られております、2004年新学習指導要領の内容がスタートします。

「授業が変わる。評価が変わる。先生が変わる。子どもたちが変わる。そして、学校が変わる。」という、こういったようなリーフレットが配られているのですが、その中にも示されておりますが、学習指導要領というものはまずスタンダードであるというふうな形で書かれております。

そういう中で、特に子どもたちのゆとり、生活のゆとりというのは、これから完全週5日制を持ちますよということをふまえながら、そのスタンダードである学習指導要領を、さらに学校で特色ある教育、オリジナリティーにあふれた教育を実施するために、もちろん基礎・基本の内容を確実に身につけさせていくのは当然であるけれども、教科書の枠を超えた学習をして、さらに確かな学力を身につけさせていくということが書かれているわけです。

そういうところも踏まえて、学校としてさらに、もちろん現状で学習指導要領をやる内容というのは、今決められたある授業数の中でできますけれども、さらに学校として特色を出し、内容を高めた指導をしていきたいという学校につきましては、この休業日に授業を組むことも可能にするということによって、学校としての選択肢がふえていく、選択することができるということでございますので、そういう方向を学校に示したということでございます。

ですから、今後、これにつきましては、学校で校長先生をもとに教育課程を編成する際に、学校として、管理運営規則の中で休業日を改正したことによって、どういうふうにご利用していくかということにつきましては、それぞれの学校の中で検討されていくことだというふうに考えております。

齋藤委員 もう少し具体的な話として、いわゆるこれをよく読んで判断すると、つまり具体的に言うと、夏休みにもとか、あと、いわゆる開校記念日ですとか、都民の日、あとは終業式、始業式の後、そういうところにも授業をやるように校長の判断でできるようにしていこうと、こういうことですね。極めて具体的には。

清水指導主事 はい。もちろん校長先生が最終的には教育課程を決定されますので、その中でつくられていくものだというふうに考えております。

齋藤委員 そうすると、その中には土曜日に授業をするということも含まれていますか。

清水指導主事 含まれておりません。

齋藤委員 それはなぜでしょう。

清水指導主事 土曜日につきましては、学校週5日制の趣旨というものがあまして、先ほどもお話ししましたけれども、やはり地域、家庭に帰して、その中で生活のゆとりをという方針が文科省の方で出ております。やはり地域に帰す、また家庭に帰して、生活の中のゆとりを見ていくという部分でいえば、学校で土曜日に授業をするのはまだ今現在ではいかなものかなというふうには考えております。

齋藤委員 どうも私は釈然としないのですけれども、土曜日は家庭に帰して、夏休みに授業をすることと何が違うのですか。家庭に帰すために、ゆとりを持たすために土曜日は授業をやらない。夏休みを短くして授業もやれるようになるということでしょう。

清水指導主事 休業日の規定でいけば、もちろんできますね。

齋藤委員 だったら、土曜日に授業ができるようにしても同じことじゃないですか。今まで夏休みがこれだけあったものを、その分校長の判断で夏休みを短くしても授業をやるようにできるということですよ、この改正は。土曜日に授業をやるのと同じ内容ではないですか。

永関学校教育部参事 ただいまの議論は、本議案と直接というよりも、もう少し大きな視点の御提案かというふうに思います。本議案につきましては、ここに4条で決められております休業日をこのとおり決めるけれども、この規定にかかわらず校長の申し出によって学校の独自性を認めることができるという部分でございますので、土曜日あるいは日曜日の授業につきましては、今回の議案とは少し離してお考えいただけたらというふうに考えております。

小田原委員 話がよく見えないけれど、まず第4条の2項をこういうふうにするというのは、今、齋藤委員がお話しされたように、休業日にも授業ができるというふうに読めるのですか。読むのですか。

永関学校教育部参事 そのようにも読めますし、休業日を少し動かすわけですので、授業をするというわけじゃなくて、休みを少しずらすというふうなことも含めて考えられると思います。その中の1つの形として、休業日に授業を行う場合もあるというふうなことも可能にはなります。

小田原委員 そういうふうには読めないですね。前項の規定にかかわらず、校長の申し出により特別な定めをしていくことができるというのは何だろう。それで、今の話では、金曜日に授業をやることもできるよといったら、第3項はどうなるのですか。

もうちょっとわかるように、今、清水さんが説明したようなことを言えばいいのですよ。そうすると、休業日と週休日とは違うという話になるでしょう。

細野委員 よろしいでしょうか。要するに、第3条は3学期制がまず基本になっていて、それに対応して第4条で休業と書かれているわけね。校長先生は、学習の効果を考えたら2学期制にしてもいいよと。そうしたら、それに合わせてこれを弾力的にできるということなのでしょう。そうしたら、これは八王子の文言だから、夏季、冬季、春季を設けること

ができるよという形にして、何月何日から何月と、こんなものはやめちゃったらどうなの。これは八王子だけなのでしょう。八王子でつくっているやつでしょう。ほかの市だったら、この何月何日ということは変えることができるわけですね。例えば雪の多いところだと、夏休みは短いけれども、冬季は長いよと弾力的になっているわけでしょう。何月何日なんて、こんなものはやめちゃえばいいじゃないですか。夏季、冬季、春季休業というものが設けられていますよ。あとはもう校長の裁量に任せますと、これでたくさんです。それはできないのかしら。お役所が、霞が関が怖いのですか。

小田原委員 怖いだらうと思いますから、怖いとも、怖くないとも言えないだらうから、そういうのもあるけれど、もう1つは、これをやらないと学校が何をやるかわからないというのがありますよね。

細野委員 校長先生たちが何をやるかわからない。そうすると、やっぱり何月何日というのは一応目安でつけておいた方がいいわけだ。はい、わかりました。

水野学校教育部長 そういった議論もしたわけでございますけれども、休業日については教育委員会が定めることになっています。そのようなことから、管理規則で全国的な標準的な長期休暇ですとか休業日を設けたわけですが、今回いろんな規制緩和の中といわゆる教育改革の中で、こういった学校の独立性、独自性といいますが、そういった観点から学校によってそれぞれゆとりの教育というものも踏まえて、地域の保護者の皆様からの要求を基にして、それぞれ学校が別々であってもいいじゃないかというようなことから、教育委員会が定めるところを、教育委員会は定めているけれども、学校の事情によって、教育委員会の一応チェックをした上で、こういった休業日についてもそれぞれ107校別々で定めることができるというような規定を設けさせていただいたわけでございます。

それといま一つ、土曜日との違いでございますけれども、土曜日につきましては、先生等の勤務が、先生はやはり40時間ということで、5日間の働く労働基準法がございまして、夏休みですとかの長期休暇に近いところでの土曜日の振りかえについては、夏休みに吸収するいうことはできるわけでございますけれども、1年じゅうやると、現在の労働基準法といいますが、そういった労働関係法におきますと、先生の服務といいますが、労働条件にかかわるものでございますので、いま少し様子を見ながら、動向を見ながら、将来的には齋藤委員さんの言ったような、アクションプランの中でも審議委員さんの方から、土曜日の授業をやるべきだというような報告も出ておりますので、将来的にはその辺のと

ころも検討したいというふうに思っているところでございます。

以上です。

細野委員 もう1つ私は質問したいのですが、第4条の3項に、休業日に授業を行い、または授業日に休業しようとするときは、校長が委員会の許可を受けなければいけないと。非常に校長先生に対して不信感がすごくありありと見えるような感じもするのですけれども、こんなことは委員会の許可を得なきゃいけないのかしら。そのあたりはもう少し弾力的にできないですかというのが私の意見です。

清水指導主事 基本的には、教育課程を届け出ていただくときにこのことについてお話をいただいてという流れでございますので、子どもたちにとって負担がないようにということでの視点で我々は教育課程を届け出いただくときに内容を見ますけれども、そういうときに本当にこの休業日に授業をして大丈夫かということについてはお話をさせていただきます。

細野委員 一々聞くわけですか。

清水指導主事 一応新たに入ったものについては聞くようにしています。

細野委員 八王子に何校あるか知らないけれども、例えばそれぞれが工夫するわけですよ。一々その許可を得るときに、それで我々もまた集まって、一つ一つ許可します、許可しませんと、そんなことを聞く必要があるのかな。わざわざその事由まで聞くわけですか。

名取委員長 それは教育委員会の事務局がやっているわけですね。3月の段階で来年度の予定を全部提出して、一緒に修正するところは修正し、改善するところは改善しながら、来年度の教育課程を決めていただくわけですね。そこで大体の様子が変わるわけですね。ただし、どうしても学校の授業を変更しなきゃならないようなことがありますから、その場合には前もって教育委員会に届け出て、一応許可を得ることになっていますけれども、大体提出するだけで認められていますね。

細野委員 ああ、そうですか。そういう意味での許可ですか。

小田原委員 だから、さっきの延長だけど、2項と3項は矛盾しませんか。矛盾というか、重なっているわけでしょう。そして、3条と4条の2項で削った部分があそこに来ちゃっているからおかしいのです。矛盾するのですよ。何で教育委員会の許可を移管しなきゃいけないのか、ここだけ残しちゃったのかわからないのです。

坂本教育総務課長 ちょっと規程の関係になりますので、私から御説明させていただきます。まず、4条を原則として、先ほどからありましたように、休業日というのはこの期間で

すというふうに決めています。

小田原委員 ちょっと言葉に気をつけて欲しいのですが、原則としてなの。

坂本教育総務課長 ごめんなさい。夏休みはこの期間、冬休みはこの期間、春休みはこの期間というふうに決めております。それは1項で決めているところです。2項は、その前項の規定にかかわらず、校長の申し出によって特別の定めをすることができますということで、例えば夏休みの休業日を、こういう期間でない期間に決めるということができることになっております。

3項につきましては、今度そうして決まっている休業日、2項までのところで休業日が決まってまいりますので、この休業日に授業をやる、あるいは授業日の方を休業しようとするときには、校長は委員会の許可が必要ですよということになりまして、ただし、運動会等については届け出ることをもって足りませうというふうなことで、2項まで決まった休業日の中をさらに授業しよう、あるいは授業日に休業をしようというときには許可が必要ですよというふうな規定として置いているものでございます。

以上です。

細野委員 何でこんなことをしつこく言うかという、ひょっとするとこれから学力考査なんかをいろいろやると。それを見ながら、これは弾力的に少し休みを短くした方がいいんじゃないかとか、うちはそんなことないから少し長目にしてあげようとか、校長がその工夫をできるわけですよ。そうすると、そのあたりの裁量をきかせられる。

それで、僕、校長先生に不信感を持つ必要はないと思う。それぞれやればいいんだよ。わざわざ期間をなんていうこと、こんなのは必要とするのかなということが私の疑問です。そんなものは弾力的にやって、状況によってこれをやっていけばいいんじゃないかということなんです。何か学年の一番初めのところで決めてどうのこうのなんて、そんなことは愚の骨頂だと私は思う。

齋藤委員 細野委員さんと私もちょっと似たような話になるかと思えますけれども、基本的に校長先生に裁量権を広げることに私は賛成です。やはりおっしゃるとおりで、現場でどんどん校長先生がある程度決められるようにしていかななくてはならないと私は思っているのです。ただ、本当に細野先生がおっしゃったように、つまり、今度その校長先生がちゃんとしたように決めていけるかどうかというのをこれから審査するということが始まるわけですよ、A、B、Cと。何かで読んだような気がします、校長先生の評価が行なわれる。

つまり、そのところを、校長先生をしっかりとうまく選んで、裁量権を与えるのであるならば、緩やかに本当に信頼してやっていかないと、何してもいいけれど、何かのど元に、うまくやらないと首を切るよと言っているような感じがしてしょうがないのです、私は。ですから、もし校長先生にもそうやって持たせるのであるならば、緩やかにやっぱり持たせていくべきだなという感じがします。

というのは、極めて具体的に言うと、これが例えばオーケーになったとします。そうすると、ある学校が夏休みを30日間短くして授業をやり始めた。そうすると、教育委員会としてはよくやったと。これはやっぱりいいじゃないかと。なかなか学業のために勉強していいじゃないかと。そうしたら、B校が始めた。C校が始めた。D校も始めた。これは、幾ら校長の自由だといっても、暗黙のプレッシャーというか、ほかもみんなやって、おたくはやらないのというようなプレッシャーを与えるのは、私はまずいと思うのですよ。本当に自由に校長がうちはやらないよと。今までどおりの休みでうちはいいと。本当に校長が自由な気持ちでフリーにそういうものを選択できる雰囲気を感じてほしい。これをやるのであるならば、何かその反面、校長に少し脅すようなやり方はやめていただきたいなという感じはしますけれども。

それともう1点。先ほど水野部長さんがおっしゃったのに、私もいろんなものを読みかじってしまったので、今ぱっと出てきませんが、たしか休みの日はわかるのですよ。土曜日の休みの日はちょっと話が違っていると書いていましたけれども、要は代休をとればいいわけですね。仮に土曜日に授業をやって、どこかで代休をとればいい。それが今、水野さんがおっしゃったのは一遍にはとれないだろうというようなことをおっしゃったけれども、たしか私が何かで読んだのは、3カ月間か何かで代休がとれる。例えばきょうの代休は3カ月後でもいいというような、たしか3カ月というのをどこかで読んだ気がするのですよ。間違っていたら済みませんけど。

だから、3カ月という期間の猶予があるとするならば、どこで代休をとっても、必ず夏休みか、春休みか、冬休みのどこかで代休をとれると私は思っています。だから、私は、夏休みにやった休みと土曜日とは違うというのはわかるのですが、ぜひ土曜日にも授業ができるように、徐々にではなくて、ここでこれをやるのであるならば、一緒にやっぱり考えていただきたいなと私は思います。校長の裁量によって土曜日にも授業ができると。私は、やっぱり地域とか保護者は土曜日の授業を強く望んでいると思いますよ。夏休みを短くするのであるならば。

清水指導主事 土曜日につきましては、勤務の関係ですとか、それから、今、現実的には完全学校週5日で動いていますので、市民とか、あと子どもたちのそれぞれの動きというのもあると思うんです。ですから、早急に今すぐ動けるというふうには私は思いませんが、徐々にそういった形でのやっぱりアピールをしながらやっていく必要はあるかとは思いますが、現状で今すぐ土曜日もできるようにしていくというのは難しいのではないかなというふうには思います。

それで、ちょっと話が戻りますけれども、先ほどの小田原委員のお話の中で、3の第4条の3項について整理をさせていただきたいと思います。この部分がちょっとあると思うので。

細野委員 そうですか。ちょっといいですか。これは許可制という後ろの文言が今度は「あらかじめ届け出」になっているでしょう。ですから、どっちみちあと全部届け出にしちゃえばいいのですよ。許可なんかやめちゃって。

小田原委員 申し出と届け出があるから、何か足りないから、申し出もみんな届け出にして、届け出て公にすればいいですよというふうにする事ね。

それから、今の清水さんの齋藤さんの質問に対する答えとして、例えば八王子東高校はどうしていますか。

清水指導主事 やっていますね。

小田原委員 やっているでしょう。だから、早急にはできないというのはやらないだけの話だと僕は思いますよ。やるかやらないかの話です。それで、齋藤さんが一番心配しているのは、学力が現在八王子では落ちているのではないかと。落ちないように校長がするにはどうしたらいいのか、どうにかできる形を整えていきたいと思いますということだからね。僕はまだ信用していませんよ。基本的には教員性悪説を持っていますから、自分を含めてね。と言いながら、信用するというわけだけでも、僕は信用していないですよ。けども、やってもらって、とにかく公にすることを見ているわけだから。例えばきょうを授業日に行っているけれども、ほとんどの学校は半日にしているでしょう。そういうのを黙認しているわけでしょう。

清水指導主事 黙認というか、許可というか、届け出をいただいています。

小田原委員 きょうは半日と届け出ているのですか、本当に。

清水指導主事 全部の学校ではありませんが、授業日数が足りている部分に関して...

小田原委員 いや、日数はいいですよ。けども、きょうは半日ですよなんていうふうに届

け出ていますか。だから、そういうのを勝手にやっているわけですよ。授業時間が足りているというふうに言っているけれども、僕は、どうだろう、ちゃんとやってちょうだいよというのは前からそこを言っているわけ。

細野委員 だから、文言には許可と書きながら、届け出もしていない。これをなくさなきゃいけないですよ。すべて届け出すること。許可なんて要らないから。

小田原委員 それで、こうなっていますよということはオープンにしてほしい。この学校はこうですと。

齋藤委員 ちょっと私も言葉が足りないかもしれませんが、夏休みを短くして授業をやるなら、土曜日を復活させてもらいたいというふうに私は思っているのですよ、今までどおりみたいに。大きな理由として何点かあります。

もともと夏休みは、暑くて授業ができないから休みにしていたという根本的な、素朴なところがありますよね。例えば私が元PTA会長をやっていた六中の一教室なんかは本当に暑いです。試験中に生徒が鼻血を出して倒れるような教室があるのですよ。本当にもうぼうっとなっちゃうような教室があって、生徒からそういう声が上がってきている設備環境なのです。それで、夏休みは暑いから夏休みというものがもともと素朴なものとしてあったはずですよ。そこでも授業をやるとするならば、やはりクーラーをちゃんとつけるべきだと思うのですよ。それだったら別に構わないですけど、設備の関係からしてもちょっとおかしいようなかなというのが1点感じます。

それから、やはり土曜日を復活させていただくと、例えばPTAの活動なんかは土曜日の午後にいわゆる勉強会をやりましょうとか、PTAの授業をやりましょうというのが、非常に先生方の参加率もよかったり、保護者も休みだったりして参加できたのですよね。土曜日がカットになったのはPTA活動に非常に大きなマイナスになったわけですよ。だから、反対意見もありました。どうせ夏休みを短くしてでも授業をやるならば、ぜひ私は隔週ぐらいの土曜日に、もとの状況に戻していただく、その方がまだPTAなんかも非常に喜ぶと思いますよ。だから、それは学校の自由で選べるでもいいですけど、ならば、ぜひ土曜日と同じ選べる選択の中に入れていただきたい。無理だと言わずに早急に。

小田原委員 水野部長が言った労働基準法の話というのはあるけれども、その労働基準法をくぐる手というのはいろいろあると思うのですよ。変形労働時間制だとか、今の齋藤さんの話とか。ただ、齋藤さんの話は週休日と休業日をごちゃごちゃにしているから、そこは区別しないといけないと思うけど。それから、都立の一部の高校では土曜日に補講をや

っていますから、そういうのとかいろいろな手があるから、それを検討研究して、八王子は独自の管理運営規則でやっていきますよということを打ち出したらどうですか。

齋藤委員 つまり、先生のおっしゃっていることは、夏休みに今、先生はみんな学校に来なきゃいけない。だから、夏休みに授業をやることは余り問題ないけれども、土曜日は今休みだから、結果的に土曜日に授業をやるということは代休をとらなきゃいけないという意味ですか。それはわかっているのですが、その代休を単純に夏休みにとればいいんでしょう。だから、今言ったように3カ月間猶予があるのですから、たしか私はそう思っていますが、これは間違いだったら訂正しますが。

小田原委員 1カ月だと思いますね。

齋藤委員 1カ月ですか。何か3カ月というイメージがあったものですから、じゃあ、どこかで代休をとればいいたろうな。実際やっている高校なんかもあるわけですから、できないことではないのですか。

水野学校教育部長 アクションプランの中でも、そういった土曜日のことについて、先ほどもお答えしたとおり議論をいたしました。その中でやはり一番の問題は、土曜日のいわゆる完全週5日制のそういった歴史的な流れ、これは月1回から始まって隔週になって、やっと一昨年ですか、完全週5日制になったという歴史を踏まえて、サタデースクール等も、土曜についてのいろんな社会教育的な、生涯学習的な制度もできて、これから週休完全2日が軌道に乗りつつあるという前提のもとに、それをまた土曜日にとったことの弊害。

それといま1つが、先ほどお話ししましたように、公立学校の先生方のいわゆる勤務の形態ですね。これが、今まで隔週勤務のときの土曜日については、夏休みに集中してとれるような規定になっていたわけですがけれども、これが前後何カ月というような形で、どうしても夏休みには全部とれないとなると、やはり労働基準法という法律に抵触するというようなことで、こういった教育改革の中で、国の方もその中では特区でやればいじゃないかという議論も出ました。全くそのとおりでございまして、そういった議論もこれから深めていった上で、私は将来的な課題として検討していきたいということで、本日はそういった議論の経過を踏まえますと、こういったところがとりあえずの出発点といいますが、そんな感じをいたして提案させていただいたところでございます。

成田教育長 1つ、齋藤委員さんの御意見の中に、やはり土曜日の復活というような、これも各週でというような御意見。確かに土曜日が完全週5日制になる部分で、かなり委員さんも、あるいは保護者の方も、あるいは学校もこれについての議論が伯仲したと思うわけ

ですね。そういう中で、今までやってきたやり方では大変困る部分もありました。確かに P T A 活動、あるいは授業時数、あるいは日数が減ると。それによって子どもたちがどうやって今度は、ゆとりというけれども家庭の中でどうやって過ごすのだろうかというのも不透明だというような中で、大変迷いました。

しかし、この完全週5日制ができて2年目になってきているわけですね。そこで、たしか学校の現場でも、教育委員会の方でも、やはり文部科学省の方で言っている、生きる力、学力を最低限としながら落とさないという形で今始まっています。そういう中で、市民の教育への参加というようなものも、本市の中では組みながら歩み始めてきている中なものですから、今ここで委員さんの言われる趣旨は大変よくわかるわけですがけれども、これについては、今のような校長の裁量権と同じような形でスタートするには、もう少し議論を深めた方が私はいいいじゃないかと、そんなふうに思っています。

齋藤委員 だから、スタートの時期というのはやっぱりおかしいですよ。だって、この完全という言葉を使うのも変だけど、5日制になるというのは前からスケジュールがあったわけだから、スタートしたばかりだから、だからもうちょっと議論を深めなきゃいけないというのはおかしいですよ。この準備期間があったわけだから、なぜそのところでやっておかなかったのか。始まってまだ準備していますというなら、それはやっぱり土曜日が適切に、適切というのは何が適切かわからないけれども、要するに、5日制にするにふさわしい土曜日になっていないということなのでしょう。

子どもたちが何をやっているかという調査を前にどこかで出されたけれども、あれもよくわからない部分というのがありましたよね。世の中一般の話とは正直違った数字が出ていたわけですよ。それと、今、サタデースクールとかいろんなことをやっているけれども、じゃあ、すべての学校がやっているのかというと、そうじゃない。すべての子どもたちがそこに来ているわけでもないわけでしょう。そうすると、それがいいのか悪いのか、そこをきちんと、議論をすとかなんとかじゃなくて早く出して、八王子市としてどうするか。何も文科省だとか、あるいは学校管理運営規則に縛られることはないだろうというふうに考えています。

細野委員 要するに、この管理運営規則というのは手段なのです。我々は、では何が目的なのかというと、八王子の公立の小・中の生徒たちがちゃんとした目標を持った学力をつけられるか。そのためにどういう形で競争原理が働いたり、工夫が働いたり、それから一番大事なことは、八王子がいろいろ新しい試みをしているからといって、意気込みのある

教師の方とか校長先生にもいらしていただきたいというか、こういう目的でこういう管理規則を少し緩めましょうとか、そういう話をしているわけです。それで、いろいろな実験をやってみてくださいということなのです。それはなぜかという、要するに新しい試みで学力が伸びていく、こういう話ですね。

そういうことを考えたときに、じゃあ、どうしたらいいのか。ひょっとすると土曜日をまた校長先生の判断か何かわかりませんが授業の日にしたいとか、あるいは土曜日はそのままにするけれども、今のように完全週休2日にするけれども、平日の方の時間をふやすとか、いろいろ工夫していいと思うわけです。

それで、ここに書いてあることは単なる手段であるから、どういう手段をとった方がいいのか。そのあたりも校長先生の裁量に任せたらいいじゃないか。あるいは、先生と校長がいろいろと運営協議してやればいいじゃないかというふうにできないのかなど。それは、教育長がおっしゃるように、もう少し時間をとって議論しましょうというのも一つです。ただ、今こういう形で齋藤さんが問題提起をされたのは、非常に大事なことだと思いますね。いろいろなことで工夫したらいいのですよ。

成田教育長 齋藤委員さんのお考えというのは本当に私はよくわかりますし、今までの経緯の中で取り組んでいかなければならない部分だろうと思っていますが、齋藤委員さんの意見の中に、いわゆる土曜日授業を全校でやりたいという御意見がありましたね。その部分について私は、そういうふうな提案になりますと、やはり議論というのは少し慎重にやっていくべきだと。しかし、校長の裁量権を、というような部分では、私は早くやりたいと思っています。拡大するという部分については。

名取委員長 土曜日の授業というのは私も大変いいことだと思いますけれども、機械的にできるかどうかね。市で予算をつけていただいて、講師とか、そういう手当ができるものなら可能かと思いますが、特に小学校の場合には、先生がもう朝から晩までつきっ切りですから、その先生が休まれて今度は代休をとった場合、生徒は来ている、行く先生がいないわけですね。そういう点もかなり考えなきゃならないことだろうと思います。そんなこともあるので、このことについては、まだこの文章表現についても検討しなきゃならない部分があると思います。したがって、これは16年の1月1日施行という予定ですか。

清水指導主事 はい。教育課程の届け出の時期になりまして、これを定めたいというのは、1月16日に教育課程の説明会を開きますので、そのときまでには出したいというふうに

は実は考えておりました。

名取委員長 そうすると、次回の委員会では大丈夫なのかな。

清水指導主事 一応この方向では動かさせていただきたいというふうには今考えているのですが。

細野委員 だから、さっきの議論を踏まえて、許可という部分を取ってしまう。

清水指導主事 届け出ということですね。はい。

細野委員 今、委員長の意見に補足しますと、やっぱりいい教師にいらしていただきたいのですよ。今、補助教員は小学校の先生というのはほとんど女性が多いですよ。そうすると、やっぱり子育てとの両立もあるのですよ。そうすると、全部土曜日もやるなんて、これはもう非現実的と私は思います。それはもうちょっと工夫してもらいましょう。平日をふやすとか、あるいは教員をふやすとか、そういうことをやっぱりやらなきゃいけないですよ。

齋藤委員 誤解があるようで、私の発言は整理したいと思いますが、全然すべての学校が土曜日復活というようなことがもし誤解されたとするならば全く誤解で、そんなことは一言も私は思ってもおりません。根本的にちょっと、この話が一段落したら後から発言させていただこうかと思ったのですが、うまく話せるのかな。

そもそも、私がずっとPTAに携わっているところに、きょうちょっと資料を配らせていただきましたが、平成11年のころに文部省が出した新学習指導要領の「学校が変わります」という資料があります。その中でも、土曜日が休みになったらどうなるのかということを中心に書いています。というのも、それはおおむね授業が3割削減される。教える内容は限定されてくる。そのために基礎・基本が低下することはないと、文部省はもう当時はっきり書いているんですね。

だから、そのとき私はこれを信じたのです。つまり、ああ、そうなのかと。これからゆとり教育、土曜日がゆとり教育になっていって、今まで日本という国はちょっと詰め込み教育過ぎるから、もう少しゆったりと勉強させていくのだなというふうに思って、そのときに私は賛成したわけです。それで、ふたをあけてみたら学力の低下が非常に懸念されてきて、そのためにいわゆるもう少し授業時数をふやさなきゃいけないだろうという話に今なっているわけでしょう。つまり、このときの話は間違いだったというか、文科省がやろうとしたことは失敗したと思います。

だから、私は基本的にはゆとり教育に賛同した人間なのです。だから、今のままそれでいけるのであるならば、本当にこれで学力も下がらないのであるならば、基本は今のま

までいいと思っています。ただ、本当に子どもたちの学力が下がってしまって、これでは大変なことになるということがあって、夏休みも授業をやらなければ大変なことになるというのであるならば、選択の中に土曜日を選べるようにしてほしいということをお願いしているのです。もしやるのであるならば。

そこら辺は、ちょっと骨太の八王子市の市教委としては、こんな数年でころころ根本が変わってしまうような文部省に振り回されることなく、八王子市独自のやはり根本のところは動かさないという、方向はいろいろと変わっていても、本音のところはもうこれで行くというようなところはしっかり議論してつくっていきたいですね。何かこのとき携わっていたPTAの保護者たちは、みんな半分だまされたような気持ちになっていると思いますよ。

私はそんなような気がして、ですから、先生、決して私は全部の学校が土曜日を復活すべきだとは言っていないです。ただ、選択できるいろんな要素の中に、夏休みと土曜日は違うものだということはわかりますけれども、選択肢の中には入れていただきたい。今のままでまずいのであるならば、校長先生の判断で土曜日復活できる学校があってもいいじゃないかというふうに思います。今のままで学力が下がらないなら、今のままでしてもらいたいとは思いますが、せつかくこういう話になってきたわけですから。

成田教育長 齋藤委員さんのお話を伺いながら、確かに整理されて今御意見をいただいたところで、少し安心をしています。校長の裁量というようなところ、それをさらに拡大してというようなところと、特色ある学校づくりというような部分だろうと思いますが、やはり学力というのを学習指導要領に規定された部分だけで見るとはならないというような中で、生きる力だ、ということで学校週5日制が始まったわけで、徐々に始まり、そして完全になってきたと。

そういう中で、家庭での教育、あるいは地域社会での教育力は一体何なのかというような中で、子どももサタデースクールを組んで2年目になります。このサタデーがある地域の中においてはかなり特色のある発展の仕方をしている部分もあるのですね。この土曜日には、私たちとしては生きる力、あるいはそういう別な力を子どもたちにつけたいというような方向で、生涯学習部の方で今展開をしてきています。ですから、そういうものも含めながら、現実をやはり私もお伝えしながら、齋藤委員さんの御提案、この土曜日というようなものも考えていきたいと思っています。これからということですね。

小田原委員 今回の発言ですけど、生きる力は学習指導要領と違う学力なのですか。

成田教育長 そうじゃありません。

小田原委員 今そういうような発言になっているのですよ。だから、生きる力というのは、学習指導要領で言っているところの学力なのですね。

成田教育長 そういうことです。

小田原委員 資料がきょう、東京都がやっている義務教育改革に関する連絡協議会のまとめが来ていましたよね。この中で、土日勤務に対応するための勤務の割り振り変更を検討するとありますよね。

清水指導主事 済みません。知りませんでした。

小田原委員 それで、その第1ページに、まとめの概要の中に学力低下への懸念というのがあって、このパーセントがかなり高いというふうに思っています。それからもう1つ、公立学校への信頼の揺らぎというのがあって、子どもを中学校へ進学させる場合、公立学校が42%、私立学校が35.8%、ほぼ近いです。八王子の場合、小学校から中学校へ行っている子どもたちのパーセントは何%ですか。公立の小学校から私立の中学校へ行っている数というのは。

清水指導主事 10%です。

小田原委員 男の子よりも女の子が多いから、トータルとして10%ね。これは、日野、国立、武蔵野に行くにつれてふえていくのですよ。真ん中と言ってはいけないな、東京の真ん中は八王子だから、湾岸に行くと50%を超えるわけですよ。そういうのが1つあるわけね。だから、公立の小学校から私立の中学へ行くというのは微増しているわけですよ。この傾向はこの数字を見ればもっと。ただ、そのいろいろな事情があるから、どれだけふえるかというのはわかりませんけれどね。

そして、公立学校を選択する理由は何かといったら、近隣だということですね。それから費用が安いから。これは、逆に私立学校を選択する理由は何かといったら、教員の資質能力とか、その前に学習指導面、これが多いわけですよ。ちなみに言うと、学習指導面というのは公立の場合は10%ですよ。こういうものに対してどう考えるのかということですよ。考えるといってくれたということじゃないの、きょうここで言うために。それを皆さんが渡しながらか知らないというのは何ですか。だから、齋藤さんが心配しているのはまさにここだと思う。考えなきゃいけない。

これは公立の高等学校の場合もそうですよ。この間、第1ブロックで校長先生方に示したけれども、まさにこれと同じ数字が出ているのですよ。中高一貫の私立学校を選ぶ理由

は何だと。都立学校を選ぶ理由は何だと。まさにこれと対応していますよ。

細野委員　もしも、しかるべき大学の附属高校が来たら、そっちにすぐ流れますよ。それだと、親の経済力とかそういうものを忠実に反映しちゃうわけです。だって、何のために公立は要るのだろうか。質のことを考えていなくて、なくせばいいじゃないかということになるわけですよ。それではだめだと。

そうしたら、いろいろな手段で学力の低下を防ぐということが必要でしょう。1つは、土曜日の開校も必要かもしれないし、平日の時間数をふやすことも必要かもしれないし、あるいは休業日を少し弾力的にやるとか、いろいろなことをやる。だから、これはあくまでも手段なのだから、手段は多様性を持たせた方がいいでしょうというのが、委員の皆さんの考え方ですよ。そういうことです。

水野学校教育部長　先ほど、議論はしましたけれどもという土曜日の話ですけれども、勤務体系と申しますか、労働基準法の関係でいろいろお話をさせてもらったわけですけれども、きょうの東京都の区市町村協議会でのいわゆる懸案事項としての議論、これから進めていこうという土曜日の勤務の振りかえについて、いわゆる東京都の都費支弁の教員は、市町村ごとにばらばらの服務体系じゃないのですね。1つの東京都の条例に基づいて、すべての公立小・中学校が振りかえの方法はこうだとか、それから振りかえの期間はこの期間にやらずにちゃいけないだとか、原則1週間以内にとらなくちゃいけないだとか、先ほど3カ月というお話もありましたけれども、数カ月の間にとらなくちゃいけないだとか、そういった規定があるわけです。

永関学校教育部参事　2カ月です。

水野学校教育部長　2カ月ですか。そういった規定があるわけですね。ですから、労働基準法等の問題もありますし、それから、東京都の先生に対する休暇の取得ですとか、振りかえの方法、そういったものについては東京都の条例に拘束されちゃって、市町村だけではどうにもならないというようなことから、法律や都の条例といったものもきちっと議論した上でないと、土曜日の授業については少し時期尚早だと。時期尚早という言葉は不適切かもしれませんが、いま少し研究する必要があるというようなことから、アクションプランの提言をいただきましたけれども、今回の土曜日を外した提案になっておりますので、繰り返しますけれども、将来に向かってはその辺のところを東京都でも区市町村協議会で今後議論していくというお話ですから、東京都のいわゆる休日休暇に対する条例についても改正の方向性がある程度示されておりますので、それを待った上で対応していき

たいというふうに考えております。

小田原委員 だから、姿勢としたら、待たないでやっていくことを考えてほしいということですよ。これはやっちゃって、改正させればいい話なのだから、そういうふうにはできませんよとって。

名取委員長 ちょっと整理を少しさせていただきますけれども。

小田原委員 みんなで知恵を出し合いましょう。

齋藤委員 先生、今のはやっぱり2カ月なのですか。

小田原委員 前後2カ月ね。

齋藤委員 前後2カ月だったならば、4、5、6、7で夏休みになるわけですから。

名取委員長 それでは、ちょっと整理させていただきますけれども、この議案につきましては16年の1月1日ということ考えているようです。また、そうしないと今後の予定に支障を来しますので、きょうということですが、今まで委員の皆さんから御意見がたくさん出ました。それからこの文章の表現、あるいは届け出とか、いろいろありますから、これを整理していただいて、整理した段階で各委員さんのところへまた送っていただけませんか。そして、その結果でまた直すところは直して、最終的には緊急でも集まれる委員さんだけでも集まるとかして、何とかやらないと。

小田原委員 では、方向性としては、この2項、3項のところは整合性を持たせてやればいんじゃないですか。わざわざ呼ばなくても。

名取委員長 そうですか。では、そういうことで。

成田教育長 では、お任せいただくということで。

名取委員長 ええ。

齋藤委員 ということは、土曜日については今回は入れないのですね。土日も選考の中の1つに入れていただけないのですか。

細野委員 先生、さっき話があったけれども、我々が市で全部給与も払ってだったら、それはいいですよ。でも、今はそうじゃないの。御承知のように国が半分でしょう。そうした中で、うちだけこういうことはできますよというのは、それは少し考えた方がいいかもしれない。

名取委員長 ですから、今回は土曜日の授業については一応視野には置いて、そして、今後の課題として作業を進めていただくということで。

水野学校教育部長 それ以外にも、3項との不つり合いといいますが、均衡は御指摘のとおり

りでございますので、3項については1月の定例会のときに、1項、2項とバランスを考えながらも一回改正案を提案させていただいて、1項、2項についてはきょうの改正を承認していただけると、委員さんの御足労といいますが、そういったものがなくなるというふうには私は思いますけれども、いかがでしょうか。

成田教育長 委員長、これは今の提案等々がありますので、学校への周知につきましては間に合うようですので、ぜひそのように次の定例会でお願いしたいです。

名取委員長 3項についてね。

それでは、ただいま議題となっております第78号議案については、ただいま部長の説明のとおり、あるいは最後に教育長さんがおっしゃいましたように、各学校に間に合う段階で承認していただきたいということでしたので、そのように決めさせていただきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

齋藤委員 議事録の中には、ぜひ今後も検討するというだけでは入れておいていただきたいと思います。

名取委員長 土曜日の授業については検討するというを残しておいていただきたいと思っています。

78号議案については、ただいまのとおり決定することにいたしました。

名取委員長 続きまして、報告事項に入ります。

生涯学習総務課及び文化財課から報告をお願いいたします。

米山生涯学習総務課長 それでは、東京都高尾自然科学博物館の移管について、東京都とある程度合意を得ましたので、中間報告という形で小澤課長補佐の方からさせていただきます。

小澤生涯学習総務課主査 小澤です。よろしくをお願いいたします。高尾自然科学博物館の移管について御報告をいたします。

今までも報告をさせていただいておりますが、科学博物館は東京都の行政評価の結果に「廃止が妥当、あるいは抜本的な見直しが必要」という評価を受けまして、この協議が始まりました。平成13年の12月に都と私ども八王子の間で高尾自然科学博物館問題検討協議会を設置いたしまして、これまで13回の協議を重ねてまいりました。この12月15日に合意に達しましたので、その内容について御報告を申し上げます。

条件については、大きくは4点でございます。東京都は、土地及び博物館資料について無償で譲渡をする。八王子はその博物館機能について継続をする。建物が古いものですから、都は解体・整地をして、市に引き渡しをする。八王子市はそれを引き渡し移管後5年以内に現敷地内に新しい施設を開設する。また、資料については解体前に八王子市が用意をする保管庫に移動すること。大きくはこの4点の移管の条件で合意をいたしました。

今後の予定でございます。16年の3月末に都は博物館を廃止いたします。17年の3月末に財産譲与契約の締結をいたします。17年の4月1日に移管をいたす予定でございます。

報告については以上でございます。

名取委員長 ただいま生涯学習総務課及び文化財課の報告が終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。はい、どうぞ。

細野委員 大変御苦労さまでした。代表で、かなりお力を尽くされたと思います。ただ、5年というのは本当に大丈夫ですか。これは反故にできるのですか。5年を無視することは、これは公式の席では答えられないでしょうけど。

小澤生涯学習総務課主査 無償の条件が必ず5年ということがどうしても契約書上外せない言葉なんです。ですので、これをその場で外すというのは契約の内容からいって無理でございました。

細野委員 前は3年だったっけ。

小澤生涯学習総務課主査 もう1年とか言われていたのですよ。

細野委員 1年を3年に、3年を5年にしたというのは大変な努力だと思います。本当にいい成績で。初めて褒められたのではないですか。

名取委員長 ほかに御意見は。どうぞ。

小田原委員 今ここで働いていらっしゃるというか、お勤めになっていらっしゃる方々がいらっしゃいますよね。この方々はどうなるのですか。ちょっと教えていただけますか。わかる範囲で結構です。

小澤生涯学習総務課主査 東京都とのお話をしている段階で、お勤めされている方も引き受けるかという話し合いは事前にはございました。ただ、ここでははっきりその方たちは都の職員、子どもはまた新たな展開の仕方をするということで合意をしております。

小田原委員 都の職員は多分1人か2人でしょう。あとは非常勤。

米山生涯学習総務課長 都の職員は5人います。嘱託員が7人おります。

小田原委員 それがつぶれる原因ですよ。

名取委員長 ほかによろしいですか。

では、ほかに御質疑はないようであります。ありがとうございました。

名取委員長 何かほかに報告する事項等がございますか。

水野学校教育部長 ございません。

名取委員長 ほかに御質疑等はないようであります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退席願います。また、事務局についても、関係部長及び参事、並びに課長及び担当者のみ出席を願います。よろしくどうぞ。

【午後2時43分】